

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

被扶養者の認定・取消に係る事務取扱等の変更について

このことについて、令和6年11月29日付け、岡公共第535号及び岡教互第166号で通知しているとおり、健康保険証の新規発行が終了しております。

つきましては、被扶養者の認定・取消に係る事務処理が一部変更となりますので、組合員への周知及び事務の取扱いに遺漏のないようよろしくお願いします。

記

1 公立学校共済組合間の扶養替えによる取消に係る添付書類について

変更前：新たな健康保険証の写等

変更後：添付書類不要

被扶養者申告書の項番16「被扶養者の要件を備え又は欠くに至った年月日及びその理由」欄へ認定手続きを行った者の「組合員等番号」、「氏名」（他支部組合員の場合は「加入している支部名）」、「理由」を記載すること。

※ 扶養替えによる認定については手続きに変更はありません。

2 被扶養者が新たに被保険者資格を取得したことに伴う取消に係る添付書類について

変更前：新たな健康保険証の写等

変更後：新たに取得した資格確認書、資格情報のお知らせ等の写又は事業所の就職証明書等
(健康保険等の被保険者の資格取得日がわかるもの)

3 認定事由が出生の場合の被扶養者認定に係る資格確認書の交付について

変更前：資格確認書交付不要の場合、有効期限1月の資格確認書を交付

変更後：資格確認書交付要否に関わらず、有効期限**5年**の資格確認書を交付

4 取扱い適用日

本通知日

【問い合わせ先】

岡山県教育庁福利課給付班

TEL:086-226-7606